

令和 8 年 度

農 村 整 備 事 業 西 納 野 ・ 下 原 地 区

農 業 集 落 排 水 処 理 施 設 機 器 更 新 工 事

工 事 設 計 書

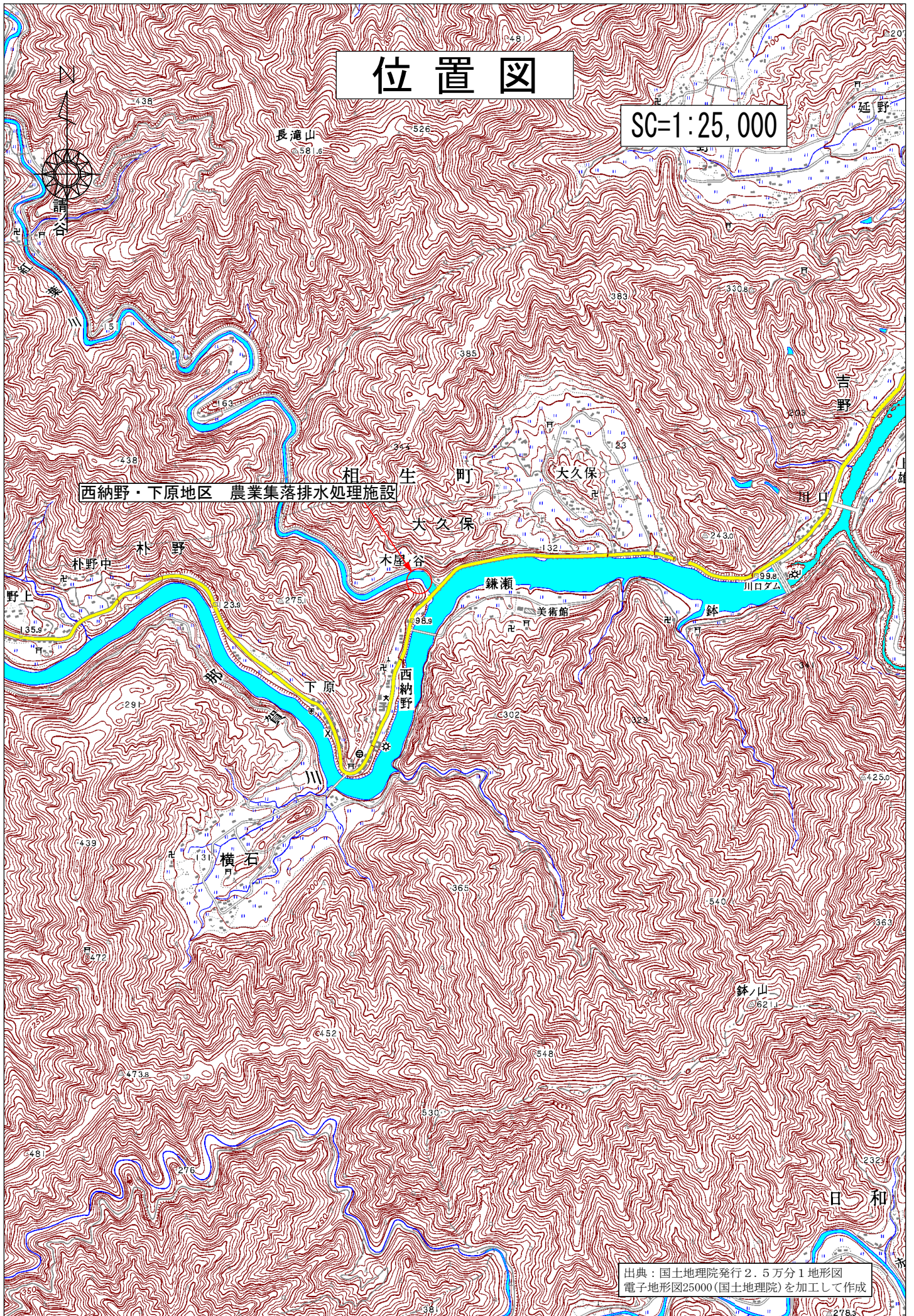
県 名	徳 島 県
地 区 名	西 納 野 ・ 下 原 地 区
所 在 地	那 賀 郡 那 賀 町 大 久 保
事業主体名	那 賀 町

位置図

SC=1:25,000

西納野・下原地区 農業集落排水処理施設

出典：国土地理院発行 2.5 万分 1 地形図
電子地形図25000(国土地理院)を加工して作成



仕 様 書

令和 8 年度 農村整備事業

西納野・下原地区

農業集落排水処理施設機器更新工事

特 記 仕 様 書

徳島県 那賀町

目 次

第 1 章 総 則

- 1-1 適 用 範 囲
- 1-2 一 般 事 項
- 1-3 納 品 図 書
- 1-4 検 査
- 1-5 材 料 保 管
- 1-6 保 証 期 間

第 2 章 ポンプ設備

- 2-1 汚泥引抜ポンプ
- 2-2 可搬式汚泥引抜ポンプ

第 3 章 据付工事

- 3-1 据 付 工 事 概 要
- 3-2 ポンプ設備工事

第 1 章 総 則

1-1. 適用範囲

本特記仕様書は、令和 8 年度 農村整備事業に伴う西納野・下原地区農業集落排水移設工事に適用する。

1-2. 一般事項

1. 本仕様書に特に定めていない事項については監督員との打合せによるものとする。
2. 受注者は、工事施工にあたり諸法規を遵守しなければならない。
 - (1) 労働基準法
 - (2) 労働安全衛生法
 - (3) 建設業法
 - (4) 公害対策基本法
 - (5) 水質汚濁防止法
 - (6) 大気汚染防止法
 - (7) 悪臭防止法
 - (8) 下水道法
 - (9) 電気事業法
 - (10) 道路交通法
 - (11) 騒音規制法
 - (12) その他関係法令、条例
3. 受注者は、工事施工にあたり諸規格に準拠しなければならない。
 - (1) 日本工業規格（JIS）
 - (2) 日本電機工業会標準規格
 - (3) 建設業法
 - (4) その他関連の規格
4. 工事施工に必要な関係官公庁、その他の者に対する諸手続きは、監督員の承諾を得、受注者において迅速に処理するものとする。

1-3. 納品図書

1. 納品図書は、製作仕様書、外形図、構造図、据付図、電気結線図、及びその他の必要な図面より成り、各 3 部（返却用 1 部を含む）提出するものとする。
2. 納品図書に訂正があれば、その部分を明示した訂正納品図書を、前記要領で再提出するものとする。

1-4. 検査

製作工場においてポンプは JIS B 8301、JIS B 8302 に基づき、組立完成後に性能試験を行い、制御盤は耐圧試験、動作試験を行うものとする。

現地において総合試運転を実施し、正常な運転が行われていることを確認するものとする。

1-5. 材料保管

工事の竣工まで機器、材料の保管の責任は受注者にあるものとする。

1-6. 保証期間

1. 機器の保証期間は規定による引渡しを受けた日から 1 箇年とする。
2. 保証期間内に明らかに受注者の設計、製作、施工の不備に起因する故障が生じた場合は、受注者の責任において直ちに修理または取替えをしなければならない。

第2章 ポンプ設備

2-1. 汚泥引抜ポンプ

1. 使用目的

沈殿槽から汚泥を汚泥濃縮槽へ移送するものである。

2. 仕様

汚泥引抜ポンプ

項 目	仕 様	備 考
(1) ポンプ形式	ルーツ式ポンプ	ポンプ本体、モーター 部含む 質量 64kg
(2) 口 径	吸込側 65 A、吐出側 50 A	
(3) 吐 出 量	167 L/min	
(4) 全 揚 程	5.1 m	
(5) 回 転 数	700 min ⁻¹	
(6) 電動機形式	全閉外扇屋外	
(7) 出 力	2.2 kW	
(8) 電 圧	200 V	
(9) 周 波 数	60 Hz	
(10) 極 数	4 極	
(11) 数 量	1 台	

3. 構造概要

本ポンプは汚泥を移送するものであり、振動や騒音が少なく、円滑に運転でき、堅ろうな構造とする。

4. 塗 装

機器に関しては各メーカーの標準仕様とする。

5. ポンプ付属品（1 台に付き）

- | | |
|-----------------|-----|
| (1) ベルトカバー、Vベルト | 1 式 |
| (2) ポンププーリー | 1 式 |
| (3) モータプーリー | 1 式 |

2-2. 可搬式汚泥引抜ポンプ

1. 使用目的

汚泥を他の槽へ移送する可搬式ポンプである。

2. 仕 様

可搬式汚泥引抜ポンプ

項 目	仕 様	備 考
(1) ポ ン プ 形 式	ルーツ式ポンプ	質量 72kg
(2) 口 径	吸込側 65 A、吐出側 50 A	
(3) 吐 出 量	167 L/min	
(4) 全 揚 程	10 m	
(5) 回 転 数	850 min ⁻¹	
(6) 電 動 機 形 式	全閉屋外	
(7) 出 力	2.2 kW	
(8) 電 圧	200 V	
(9) 周 波 数	60 Hz	
(10) 極 数	4 極	
(11) 数 量	1 台	

3. 塗 装

機器に関しては各メーカーの標準仕様とする。

4. ポンプ付属品 (1 台に付き)

- | | |
|-----------------|-----|
| (1) キャスターベース | 1 式 |
| (2) ベルトカバー、Vベルト | 1 式 |
| (3) ポンププーリー | 1 式 |
| (4) モータープーリー | 1 式 |
| (5) 押釦スイッチ | 1 式 |

第3章 据付工事

3-1. 据付工事概要

1. 本工事の施工にあたっては、監督員の指示に従い、本仕様書及び設計図書に基づき、関係法令、規定、基準に準拠し、責任をもって施工しなければならない。さらに作業の安全を十分に配慮し、安全対策を講じなければならない。
2. 機器の搬入、据付の際は、機器本体、構造物に対して損傷を与えることのないように注意すること。
3. 機器の据付の詳細については、施工図を提出のうえ、監督員の指示を受けること。

3-2. ポンプ設備工事

1. 機器の据付

- (1) 据付に際しては、正確に墨出しのこと。
- (2) 施工は特に水平垂直レベルに留意し、据付後機器の性能に支障をきたすことのないように十分に注意し施工すること。

2. 配管工事

- (1) 配管の接合は漏水がないように正確、確実に行うこと。
- (2) 配管の固定は、堅ろうに取付けのこと。

3. 配線工事

(1) 端子への接続

各端子への接続は圧着端子で行うこと。

4. 接地工事

接地工事の接地極には、接地銅板または連結式接地棒を使用し、各種接地抵抗値の基準値内になるように施工すること。

積 算 書



誰もが住んでみたい村に
農業農村整備

令和8年度

農村整備事業

西納野・下原地区

令和8年度 農村整備事業 西納野・下原地区農業集落排水処理施設機器更新工事

金 抜 き 設 計 書

(当初)

那賀町

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

数量表

令和 8 年度

農村整備事業

令和 8 年度 農村整備事業 西納野・下原地区農業集落排水処理施設機器更新工事

工 事 数 量 表
【当初】

徳島県
那賀町

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
機器費				
1. 機器単体費				
(1) 機器単体費				
汚泥引抜ポンプ	10K, 200V-2.2kw, 167L/min, 全揚程5.1m	台	1.000	
可搬式汚泥引抜ポンプ	200V-2.2kw, 200L/min, 全揚 程10m	台	1.000	
直接工事費				
1. 据付工				
(1) 据付工				
据付工		式	1.000	
据付間接費		式	1.000	
撤去工		式	1.000	
2. 直接経費				
(1) 試運転調整費				
試運転調整費		式	1.000	
運搬費				
1. 運搬費				
(1) 運搬費	撤去品、設置品			
輸送費		式	1.000	